

令和 2 年

ふれあい通信

第 1 1 号

6 月 23 日

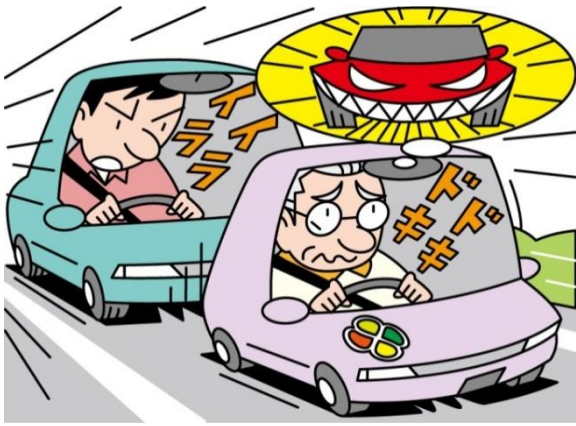


あおり運転は犯罪です！



令和 2 年 6 月 3 0 日 施行

道路交通法改正で、
妨害運転罪が創設されました！



車間距離不保持

割り込み
急ブレーキ



等の 10 類型の違反が対象



減光等義務違反
警音器使用制限違反

「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。

運転中のイライラは禁物です。

車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意して、平常心で自分の運転に集中して心にゆとりある運転に努めましょう。

あおられているのでは？と感じた時は、落ち着いて後続車に道を譲る、近くの駐車場に入るなどしてトラブルを避けましょう。

万が一、相手が降りてきた時は、車のドアや窓を開けずに速やかに 110 番通報してください。

ドライブレコーダーがあれば、相手の行為を立証しやすくなります。



STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転
をした場合



1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反**(※10種類の違反。下図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 | **免許取消し(欠格期間2年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転
のせいで **危険が
生じた場合**



2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 | **免許取消し(欠格期間3年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反



●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp